

農業共済事業のニーズ調査について

農業共済団体の監督指針（平成 30 年 6 月 15 日付け 30 経営第 696 号経営局長通知）Ⅱ－3「農業共済事業のニーズ調査」に基づき、本県において実施していない共済目的（未実施品目）及び引受方式（未実施方式）について昨年度に引き続き資源量のある地域を対象にアンケート調査を行った結果について、つぎのとおり報告します。

ア.共済目的

果樹共済

品 目	回答数	制度必要	制度必要ない
かき	41	21	20
キウイフルーツ	31	14	17
もも	12	5	7
不知火	11	1	10

畑作物共済

品 目	回答数	制度必要	制度必要ない
スイートコーン	59	41	18

イ.要望があった地域

鳴門市、吉野川市、阿波市、三好市、上板町、つるぎ町、佐那河内村、上勝町

ウ.引受方式

引受方式の要望なし

エ.実施しない理由

2017 年農林水産統計資料の栽培面積等と比較すると今回の農業共済へのニーズ数等が僅少であり、制度化しても危険分散が行われないため。

オ.今後の対応

回答があった品目については、青色申告者の方には収入保険を加入推進し、青色申告以外の方には果樹・畑作物共済への準備期間より、青色申告を進めた方が短期間で実施できるので、青色申告への変更をすすめます。